

岩名運動公園等 佐倉市施設予約システム利用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、佐倉市施設予約システム（以下「システム」といいます。）を利用して、岩名運動公園及び直弥公園の施設（以下「施設」といいます。）の利用申請等をする際に必要となる利用者登録の手續等について、必要な事項を定めるものです。

(利用規約の同意)

第2条 システムを利用して施設の利用申請等を行うには、この規約に同意していただくことが必要です。このことを前提に、佐倉市及び岩名運動公園等指定管理者（以下「佐倉市等」といいます。）は、システムによる手續を提供します。

2 システムの利用者登録をした者は、この規約に同意したものとみなします。何らかの理由によりこの規約に同意することができない場合は、システムを利用できません。

(施設例規等の優先)

第3条 施設の利用申請及び当該利用に係る使用料又は使用料の支払い手續については、市長等が定める関係例規等に従うものとします。

(利用対象施設)

第4条 システムによる利用の手續を行うことのできる施設は、別表1のとおりとします。

(登録区分)

第5条 利用者登録は次の区分とします。

(1) 個人登録

2 前項の区分は、条件により下記のとおり細区分します。

(1) 市内個人 本市に在住、在勤又は在学している個人

(2) 市外個人 前号の規定が適用されない個人

(利用者登録の対象者)

第6条 システムの利用者登録をすることができる者は、中学生以上の者とします。

2 小学生が施設を利用する場合は、保護者等が登録をするものとします。

(利用者登録等)

第7条 システムを利用し、施設の抽選申込み又は予約等を行うことを希望する個人は、インターネットに接続しているパソコン又は携帯電話の端末等を用いて利用者登録の仮登録（以下「仮登録」といいます。）を行うものとします。

- 2 前項により仮登録を行えないものは、次の方法により仮登録又は本登録を行うものとします。
 - (1) 岩名運動公園管理事務所（以下「岩名管理事務所」といいます。）に連絡をして仮登録を行う。
 - (2) 岩名管理事務所窓口にて本登録を行う。
- 3 佐倉市等は仮登録（前項第2号の方法で登録した者は本登録）をした者に対して、利用者番号を設定します。
- 4 仮登録をした者は、施設の初利用時より前又は施設の初利用時に岩名管理事務所にて本登録を行うものとします。なお、施設の初利用時に本登録を行わず、かつ、施設の初利用日から佐倉市等が指定する期間までに本登録を行わなかった者は、システム利用の一部又は全部を一時停止し、申込みをしていた予約をキャンセルいたします。
- 5 本登録を行う者は、次に掲げる書類を岩名管理事務所に提示又は提出するものとします。
 - (1) 運転免許証その他本人であることを確認できる書類
 - (2) 佐倉市外に在住し、かつ、佐倉市内に在勤をしている者は、社員証、在勤証明書等市内に在勤していることを確認できる書類
 - (3) 在学中の者は、学生証等在学していることを確認できる書類
 - (4) 第2項第1号により仮登録を行った者及び同項第2号により本登録を行う者は、佐倉市施設予約システム利用者登録・施設登録申請書（以下「登録申請書」といいます）。

（利用者番号、パスワードの利用及び管理）

第8条 登録者は、利用者番号及びパスワードを自己の責任において厳重に管理し、第三者への漏洩防止に努めることとします。

- 2 登録者は、利用者番号及びパスワードの紛失、盗難及び不正使用等が判明した場合は速やかに岩名管理事務所へ通知し、その指示に従うものとします。
- 3 登録者は、他人に利用者番号及びパスワードを譲渡し、又は貸与することはできません。また、利用手続によって得た権利を他人に譲渡し、又は貸与することはできません。
- 4 施設の利用申請について、登録者以外の者が利用者番号、パスワードを使用してシステム又は施設を利用し、損害等が発生した場合、その責は登録者が負うものとします。

（利用者登録の有効期間）

第9条 利用者登録の有効期間は、原則として当該年度の翌年度4月30日までとします。

- 2 前項の有効期間以降においても引き続きシステムを利用しようとする者は、佐倉市等が定める期間に利用者登録の更新手続が必要となります。
- 3 利用者登録の更新手続を行う者は、第7条第5項第1号から第3号までの書類を岩名管理事務所へ提示又は提出するものとします。

(利用者登録の変更)

第 10 条 登録者は、利用者登録の内容に変更が生じた場合は、速やかに、岩名管理事務所に登録申請書を提出し、第 7 条第 5 項第 1 号から第 3 号までの書類を提示又は提出しなければなりません。

(施設利用手続等)

第 11 条 登録者は、システムの利用にあたって、利用者番号及びパスワードを入力することにより次の手続を行うことができます。

- (1) 抽選予約の申込み
- (2) 抽選予約の申込み状況確認
- (3) 抽選予約の申込み取消
- (4) 抽選結果の確認及び予約手続
- (5) 随時予約の申込み
- (6) 随時予約の申込み状況の確認

2 前項の手続は、所定の期間に行う必要があります。

3 申込みができるコマ数等に制限があります。

4 抽選予約の申込みができる者は、本登録をした市内個人とし、市外個人や仮登録者は申込みできません。

5 予約の取消しは、岩名管理事務所窓口又は電話で申出をすることにより、行うことができます。

6 佐倉市等は、天災地変、通信混雑その他やむを得ない事由により、第 1 項の手続ができなかった場合、その責を負いません。

(利用の一時停止)

第 12 条 佐倉市等は、次の各号に該当した場合には、登録者のシステム利用の一部又は全部を一時停止し、申込みをしていた予約をキャンセルすることができるものとします。

- (1) 施設の利用料金の支払いが滞っている場合
- (2) 登録者がこの規約等に違反した場合
- (3) その他佐倉市等が不適切な利用と判断した場合

(登録資格の喪失)

第 13 条 登録者が次の各号のいずれかに該当した場合には、登録者の資格を喪失します。この場合において、資格の喪失に至るまでに佐倉市等に生じた損害及び資格の喪失によって佐倉市等に生じた損害を、登録者は賠償するものとします。

- (1) 登録者からの申出により、佐倉市等が認めた場合

- (2) 利用者登録後、佐倉市等へ提示又は提出した内容に虚偽の申告があった場合
- (3) 佐倉市都市公園条例若しくは施行規則又は本規約に重大な違反をした場合
- (4) 個人登録をしている本人が死亡又は失踪宣告を受けた場合
- (5) 住所の変更の届出を怠る等、登録者の責めに帰すべき理由により登録者の所在が不明となった場合
- (6) システムに対し、不正にアクセスした場合
- (7) システムの管理及び運営を故意に妨害等した場合
- (8) その他、佐倉市等が登録者として不適切と認めた場合

(利用時間)

第 14 条 システムの利用時間は、24 時間とします。

- 2 前項の規定に関わらず、保守又は点検を行うために、システムの一部又は全部を停止する場合があります。システムの停止を行う場合は、ホームページ等で事前にお知らせしますが、緊急時等やむを得ない場合には、予告なしに停止することがあります。

(禁止事項)

第 15 条 システムの利用に当たっては、次の各号に掲げる行為を禁止します。

- (1) システムを手続以外の目的で利用すること。
- (2) システムに対し、不正にアクセスすること。
- (3) システムの管理及び運営を故意に妨害等すること。
- (4) システムに対し、ウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- (5) 他人の ID、パスワード等を不正に使用すること。
- (6) その他法令等に違反すると認められる行為をすること。

(禁止行為に対する防御措置)

第 16 条 佐倉市等は、システムに対し、前条各号のいずれかに該当する行為が明らかな場合又は該当する行為があると疑うに足りる相当な理由がある場合は、利用者登録の対象者から収集した情報の抹消、システムの停止等必要な措置を行うことができるものとします。

(免責事項)

第 17 条 佐倉市等は、登録者がシステムを利用したことにより発生した登録者の損害及び登録者が第三者に与えた損害について、一切の責任を負いません。

- 2 佐倉市等は、システムの運用の停止、中止、中断等により登録者に発生した損害について、一切の責任を負いません。

(個人情報の保護)

第 18 条 利用者登録の対象者からの申請に基づく個人情報について、佐倉市等は本来の目的以外に使用せず、その管理に十分な注意を払います。

2 佐倉市等は、利用者登録の対象者からの申請に基づく個人情報について、個人情報保護に必要な措置を講じたうえで、システムの運用に必要な範囲に限り、各施設での共通情報として各施設の管理者が利用する場合があります。

(登録情報の字体)

第 19 条 提出された申請書の記入字体について、システムでの取扱いが困難である場合は、システムで表示される字体（標準文字をいいます。）になります。

(利用規約の変更)

第 20 条 佐倉市は、必要があると認めるときは、登録者への事前の通知を行うことなく、この規約を変更できるものとします。

2 登録者は、利用の都度、この規約を確認することとし、この規約変更後に利用した場合は、変更後の規約に同意したものとします。

(その他)

第 21 条 この規約に定めるもののほか、その他システムに関し必要な事項については、別に定めるものとします。

附 則

1. この規約は、令和 5 年 12 月 15 日から施行します。
2. 一部改正 令和 6 年 1 2 月 1 8 日

別表 1

区分	施設名称
テニスコート	岩名運動公園テニスコート
	直弥公園テニスコート